

## 富士市広告入り足拭きマット設置に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、富士市広告掲載に関する指針（平成21年1月1日施行）及び富士市広告掲載に関する基準（平成21年1月1日施行。以下「指針等」という。）に定めるもののほか、広告入り足拭きマット（以下「広告マット」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申込者 市長が募集する広告マットの設置について、申込みを希望する者をいう。
- (2) 設置者 広告マットを設置することに決定した者をいう。
- (3) 設置料 設置者が市に支払わなければならない広告料をいう。

### (設置者の募集方法)

第3条 設置者の募集は、広報紙、市のウェブサイト等により行うものとする。

### (広告の規格及び募集内容等)

第4条 設置する広告マットの形状、寸法、材質、設置箇所、設置期間、募集期間、予定価格、設置料の納入方法その他の詳細については、募集する施設又は所属が作成する募集要項によるものとする。

### (広告マット設置の申込み等)

第5条 申込者は、申込みの際、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申込書の提出期限の日までに富士市における物品の買入れ等又は役務の調達に係る競争入札参加資格の認定を受けている者は(4)、(5)、(6)、(7)の提出は不要とする。

- (1) 申込書（様式第1号）
  - (2) 設置する広告マットのデザイン原稿（複数可）
  - (3) 申込者の事業概要が記載されたもの（様式第2号）
  - (4) 誓約書（様式第9号）
  - (5) 履歴事項全部証明書（写し可、発行日から3ヶ月以内のもの、ただし個人の場合は本籍地の市区町村が発行する代表者の身分証明書）
  - (6) 納税証明書（写し可、法人の場合「その3の3」、個人の場合「その3の2」、発行日から3ヶ月以内のもの）
  - (7) 市税完納証明書（写し可、発行日から3ヶ月以内のもの、ただし、市税が賦課されていない場合を除く。）
  - (8) その他市長が必要と認めた書類
- 2 市長に提出された書類は、いかなる場合も返還しない。
- (申込内容の審査等)

第6条 市長は、前条の規定による書面の提出があったときは、その内容を審査し、設置する広告マットの適合又は不適合を決定するものとする。

2 前項に規定する適合又は不適合の結果については、書面（様式第3号）で申込者に通知するものとする。

3 前項に規定する適合通知を受けた者は、市長が指定する日までに見積書（様式第4号）を提出しなければならない。

（申込内容の修正）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申込みの内容の審査の結果、その内容に修正すべき箇所があると認めるときは、その修正を申込者に求めることができる。

2 申込者は、前項の求めがあった場合において申込みの内容に修正すべき箇所があると認めるときは、その内容を修正しなければならない。

（設置者の決定）

第8条 市長は、第6条第3項の規定により見積書を提出した者のうち、その見積価格があらかじめ市長が定めた予定価格以上で、かつ、最も高い金額を提示した者を設置者とする。この場合において、最も高い見積価格を提示した者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により設置者を決定したときは、その結果について書面（様式第5号）で見積書を提出した者に通知するものとする。

（契約の締結）

第9条 契約は、市長と設置者との間で締結するものとする。

2 設置料の額その他の詳細については、前項の契約によるものとする。

（設置する広告マットの製作、維持管理等）

第10条 設置する広告マットの製作及び設置並びに交換等の維持管理は、設置者が行うものとする。

2 前項に規定する行為に要する費用は、設置者が負担するものとする。

3 経年及び自然由来による広告物の劣化については、設置者が対応するものとする。

（広告デザイン等の変更）

第11条 設置者が設置する広告マットのデザイン等を変更しようとするときは、あらかじめ書面（様式6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による書面の提出があったときは、市の審査を経て適合又は不適合を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定による適合又は不適合の結果を書面（様式7号）で設置者に通知するものとする。

（設置場所の原状回復）

第12条 契約期間が終了したときは、設置者は、広告マットを撤去し、設置箇所の原状回復を行わなければならない。

(契約の解除)

第13条 市長は、指針等に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約解除通知（様式第8号）の発送をもって契約を解除し、設置者に広告マットを撤去させることができる。

- (1) この要領に違反したとき又はその是正の求めに応じないとき若しくはその求めに応じる見込みがないとき。
- (2) 第9条第1項の契約の履行がないとき。
- (3) 設置者から、契約解除の申出があったとき。

(疑義が生じた際の協議)

第14条 設置する広告に関し疑義が生じた事項については、法令（市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、双方協議の上、解決するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

この要領は、令和4年12月1日から施行する。